

I 目 的

この調査は、国民がどのくらいの食糧を消費しているか、どれだけの栄養を摂取しているかを実際に調査し、それと同時に栄養と健康状態との関係を明らかにするために、栄養改善法（昭和27年法律第248号）に基づいて、国が行うものである。この調査の結果は、国民の食生活を改善し、国民の体位を向上するために、また広く食糧政策にも利用されることを目的としている。

II 実 施 方 法

1. 調査対象及び客体の抽出

この調査は国民全体を対象としているが実施に当つては、厚生行政基礎調査被調査地区の中から全国で180地区を無作為に抽出し、抽出された地区の全世帯及びその構成員を調査対象とした（昭和21、22年は有意抽出法、昭和23年以降無作為抽出法による）。なお、調査世帯は一年間変更しないが、当該地区より転出又はその他の理由で調査不能となつた場合は欠とし、新たに転入してきた世帯については対象外とした。

ここで世帯とは事実上住居をともにし、かつ食生活をともにしているものの集り、及び一人で独立の家計を維持し生活しているものをいう。従つて家事使用人、住込店員、下宿人等であつても食生活をともにしているものは同一世帯とした。ただし親夫婦、子夫婦が同一住居で生活している場合食生活を別にしてゐるときは二世帯としたが、食生活を一緒にしているときは一世帯とした。

2. 調査客体の区分

従来は全国を市部、郡部に大別し、食糧生産と消費に重点をおいて、その目的を果してきたが、近年食生活の様式も次第に変貌し、各階層における栄養欠陥及び食生活様式も漸次差異を呈し、しかも固定する傾向を見せており、栄養改善方策もそれぞれの階層の実情に即した対策が要請されてきたので、従来の調査内容の一部を改め新たに業態別に客体を区分した。

即ち昭和31年度は従来の如く市部、郡部に大別すると同時に業態別に被調査世帯を分類し耕地面積3反以上の世帯及び3反未満の世帯に大別し、前者を四業態に、後者を5業態に分類した。

1. 耕地面積3反以上の世帯

耕地面積3反以上の世帯とは、作付の可能な耕地（田、畑、園地）の面積が3反（但し北海道では5反とする。以下同様）以上である世帯をいい、次の通り分類した。

但し、(1)(2)(3)については兼業世帯をも含むものとする。

なお、兼業世帯とは、世帯員中に、以下各項の特殊農業、林業、水産業の従事者及び労働的、事務的従事者がいる場合をいう。

(1) 田 作 世 帯

田作世帯とは、世帯員が作業する耕地面積に対する水田面積の比率が **70%** 以上の世帯をいう。

(2) 田 畑 作 世 帯

田畑作世帯とは、世帯員が作業する耕地面積に対する水田面積の比率が **30%** 以上 **70%** 未満の世帯をいう。

(3) 畑 作 世 帯

畑作世帯とは、世帯員が作業する耕地面積に対する水田面積の比率が **30%** 未満の世帯をいう。

(4) 特殊農業世帯

特殊農業世帯とは、世帯員が作業する耕地の **70%** 以上が桑園、果樹園芸地である世帯及びその他の農耕者の世帯をいう。(日本標準職業分類による) なお、この世帯群に耕地面積が **3 反** 以下で養畜業が最多収入である世帯を含めた。(日本標準職業分類による)

2. 耕地面積 **3 反** 未満の世帯

耕地面積 **3 反** 未満の世帯とは、以上に該当しない世帯をいう。

(5) 林業従事者世帯

林業従事者世帯とは、伐木夫、運材夫、植林夫、炭焼夫、製薪夫、特殊林産物生産採取、その他の林業従事者、狩猟者及び植木職、造園師の世帯をいう。(日本標準職業分類による)

(6) 漁業者及び類似従事者世帯 (水産業従事者)

漁業者及び類似従事者世帯とは、漁業者、水産養殖従事者の世帯をいう。(日本標準職業分類による)

(7) 労働的従事者世帯

労働的従事者世帯とは、採鉱、採石従事者及び類似従事者、運輸機関運転従事者、製造修理従事者及びその他の生産従事者の世帯をいう。(日本標準職業分類による)

(8) 事務的従事者世帯

事務的従事者世帯とは、専門的、技術的職業従事者、管理的職業従事者、事務従事者、売買及び類似従事者、サービス職業従事者の世帯をいう。(日本標準職業分類による)

(9) その他の世帯

その他の世帯とは、分類不能の世帯及び無職の世帯をいう。(日本標準職業分類による)

なお客体の区分方法について年度を追って示せば次のとおりである。

昭和 21~22 年度	都市 (消費者), 農村 (生産者)
昭和 23~26 年度	大都市, 中小都市 (人口 3 万以上), その他の町村
昭和 27~29 年度	都市——六大都市, 中都市 (人口 10 万以上), 小都市 (人口 3 万以上) 郡部——農村, その他
昭和 30 年度	市部——六大都市, 中都市, 小都市, 都市化地区 郡部——農村地区

水田耕作率 **70%** 以上の地区

水田耕作率 **70%** 未満の地区

水産業地区、養蚕地区、林業地区、茶園地区

3. 調 査 項 目

(1) 栄養摂取状況調査

次の事項について昭和31年5月、8月、11月及び昭和32年2月の4回にわたり調査した。

イ) 連続3日間における食事の状況

ロ) 連続3日間における食事の料理名

ハ) 連続3日間に摂取した食品の名称及び入手別(自家生産、購入別)数量

(2) 栄養欠陥調査

次の事項について5月及び11月の2回にわたり症候の有無について調査した。

貧血、口角炎、毛孔性角化症、けん反射消失、はい腸筋圧痛、浮しゆ、欠損歯及びう歯

(3) 体力関係調査

次の事項について5月のみ1回調査した。

身長、体重、上腕囲、胸囲、座高、脈はく数、血圧

但し、脈はく数及び血圧については11月も調査した。

(4) 食材料費調査(経済調査)

食材料費を一般小売価格に基き年4回調査した。

4. 調 査 要 領

(1) 調査員の構成

調査員は栄養士、医師、歯科医師及びその助手をもつて構成する。栄養摂取状況調査については主として栄養士がこれに当り、栄養欠陥調査及び体力関係調査については医師、歯科医師及びその助手が担当した。

(2) 栄養摂取状況調査

調査期日の選定に際しては祝祭日、物日、その他特別に食物の摂取に変化のある日をさけ、なるべく普通の摂取状態にある3日間を選び、被調査地区民に対し予め調査の主旨を十分納得せしめた後、調査票を各世帯に配付し、記入要領を十分説明したうえ、連続する3日間に摂取した食品のすべてを原食品及び純摂取量に分けて記入させた。ただしここで原食品とは入手時の食品をさし、純摂取量とは調理直前にあるものをさし廃棄部分を含まない。

なお、摂取食品については秤を用いて秤量記入せしめたが消費量が少なく計量困難なもの等についてはやむなく、目安量をもつてした。

朝、昼、夕食のいずれかを外食した場合は、その内容及び数量のわかっている時には記入させたが内容不明の時は不食とした。

学校給食については、その地域の学校と十分連絡をとり、努めて正確にその実態を把握し記入した。また児童のおやつ、その他夜食、菓子等3食以外のもの及び調味料等についてもすべて洩れなく記入させ

た。

(3) 身体状況調査

栄養欠陥並びに体力関係調査は摂取栄養量調査を行つた世帯の家族全員を対象とし、一定の場所に集めて実施した。

栄養欠陥関係検診

(1) 貧 血

眼瞼結膜、爪の色により明らかに認められた場合を有症者とした。

(2) 口 角 炎

口角部にき裂状に生ずるもので、しばしば湿潤性或は結痂性湿疹を生ずる口角炎を発見した場合を有症者とした。

(3) 毛孔性角化症

四肢、特にその伸展側について、できれば脊部、腰部まで視診、触診を行い発見した場合を有症者とした。

(4) けん反射消失

膝蓋けんとアキレスけんの両者を検査し、そのいずれか又は両者減弱ないし消失した場合を有症者とした。

(5) はい腸筋圧痛

下腿屈側のはい腸筋肉頭部をおや指にて平たく圧迫した際疼痛がある場合を有症者とした。

(6) 浮 し ゆ

下腿伸側脛骨前部を人さし指にて圧し、暫次圧窩を明らかに認めた時有症者とした。

(7) 欠損歯、う歯

欠損歯とは明らかに欠除している歯及び義歯を含めたものをいう。但し、児童の永久歯への交換期のもは欠損歯としない。う歯は未処置歯、処置歯を合せていう。2才未満の者は調査から除外した。

体力関係測定

(1) 身 長

身長計の柱に踵をつけ直立させて計つた。

(2) 体 重

なるべく裸体に近い状態で測定した。

(3) 上 腕 囲

右手を右側方に水平にし巻尺を腕窩部とひじの中央において周囲を測定した。

(4) 胸 囲

起立の姿勢で両腕を自然に垂れさせ脊面は肩こう骨の直下部、前面は乳頭の直上に巻尺をあて安静呼吸の終つた時に測定した。

(5) 座 高

座高計の柱に脊部を密着させるようにして測定した。

(12)

(N) 脈はく数

体動後の測定をさけるため一定時間仰臥させた後正しく一分間測定した。

(N) 血 圧

脈はく数測定後仰臥位にて右腕について最高及び最低血圧を測定した。

(4) 食材料費調査（経済調査）

調査員は予め被調査地区附近の各食品の小売店舗における価格を調査して単価を算出しておき集計の段階で計算した。

5. 集計及び製表方法

(1) 栄養摂取状況調査

各世帯ごとの3日間の摂取食品を原食品使用量及び純摂取量に分けて、各食品毎に入手別に累計し、これらの各食品について栄養量を算出し、これを各食品群に分類し、更に動物性食品及び植物性食品計並びに総計を算出し、これを延人員（3日間の延食数を3で除した数）で除し、1人1日当りの摂取量を算出した。

なお、栄養価算定に当つては、素材料により栄養価を算出し、調理による損失は全く顧慮していない。また海藻類、きのこ類は無機質、ビタミンのみ算出し、こんにやく、しらたき及び調味嗜好品（醤油、酒、香辛料等）は使用量のみ記入し、栄養量は算出しないこととした。

(2) 栄養欠陥調査及び体力関係調査

体位にあつては平均値を求め、栄養欠陥調査にあつては各調査項目の実数を集計して、被調査者に対する百分率を求めた。百分率は小数点以下第2位を四捨五入して第1位とした。なお体位の集計に際しては妊婦は除外した。

(3) 食材料費調査

全世帯の3日間の摂取食品について購入、自家生産、貰物等の別を問わず原食品量に該地域のそれぞれの食品の単価（予め調査しておいたもの）を乗じて各食品の金額を算出し、更にこれを食品群に従つて分類集計し、1人1日当りの価格を算出した。

(4) 集計及び製表上の注意点

上記の集計方法に基き、31年5月、8月、11月及び32年2月の各期並びに昭和31年度年間平均をそれぞれ算出し、更に全国、市部、郡部並びに5月調査にあつては各業態別に分類製表した。但し栄養欠陥調査は5月、11月及びその平均を体力調査は5月のものを計上した。

栄養価算定に用いた成分表は、当初においては、「食品栄養価要覧」を使用し、昭和23年より暫定標準食品、輸入食品栄養価分析表を、昭和30年以後は改訂日本食品標準成分表を使用した。但し、昭和23年以降において使用したそれぞれの分析表にない食品については、食品栄養価要覧を使用した。

なお改訂日本食品標準成分表は昭和29年3月に総理府資源調査会食糧部会で審議決定されたものであるが、従来使用していた成分表と比べて主として、無機質及びビタミン量の改訂が行われ、その結果特に

著しい差異の生じたものは鉄とビタミンAで、年次別の推移において昭和30年から摂取量が急減しているのはこのためである。従つて年次別成績において単なる数字上の比較をするときは、この点注意を要する。

なお改訂成分表にあつては、ビタミンAのうち植物性食品中のカロチンの力価は、ビタミンAの半分として計算されている。

6. 記 述 方 法

この調査において、栄養摂取状況調査成績は1人1日当りとして算出してあるので、成人の熱量、蛋白質の摂取量を知ろうとするには成人換算率を以て除さなければならない。

成人換算率の算出にあつては、各世帯員の年令別、性別、労作別により巻末に示してある基準値をそれぞれ適用したが、17才以上の男女については「日本人成年労作別熱量及び蛋白質所要量並びに成人換算率表」を用い、17才未満の男女については「日本人年令別、性別熱量及び蛋白質所要量並びに成人換算率表」のものをを用いた。また妊婦、授乳婦については、年令に関係なく「妊婦及び授乳婦熱量及び蛋白質所要量並びに成人換算率表」のものをを用いた。但し、乳児を持つ母親でも授乳していない者は授乳婦とはしないで、その成人換算は「日本人成年労作別熱量及び蛋白質所要量並びに成人換算率表」を用い、この場合乳児の成人換算は、男子の熱量、蛋白質をそれぞれ0.30とし、女子の熱量を0.25、蛋白質を0.30とした。乳児が専ら母乳のみで哺育されている場合の成人換算は母（熱量1.20、蛋白質1.25）乳児0とし、乳児が母乳その他（混合、離乳食）で哺育されている場合の成人換算は母（熱量1.20、蛋白質1.25）乳児（男子熱量0.30、蛋白質0.30、女子熱量0.25、蛋白質0.30）とした。なお、本書において国民栄養調査の成績は第1部、第2部及び第3部に分けて集計収録した。

第1部は昭和31年度において実施した調査成績であり、第2部は、昭和21年以降31年に至るまでの年次別推移であり、第3部には国民栄養に関係ある資料を附録としてのせた。

Ⅲ 調 査 成 績

次に述べる国民栄養調査成績は、主として全国成績及び市部、郡部の比較並びに各業態の比較に重点をおき、前年度との関係、年次別の増減、季節的な変化等について述べることにした。以下述べる中で年平均とは年4回の調査成績を算術平均したものである。

なお業態別成績のうち、各業態の被調査世帯数は極めて不均一であり、世帯数の多かつたのは事務的従事者世帯、労働的従事者世帯で、次いで田作世帯、田畑作世帯、その他の世帯となつているが特殊農業世帯、林業従事者世帯、漁業者及び類似従事者世帯並びに畑作世帯は、いずれも例数が少ない。（従つて、数字上単なる比較を試みることは危険なことといわねばならないが、敢えてここに記載しておいたので、この点を含めて成績を参照されたい。）